県内発災時における災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）出動・調整手順（案）

県内発災時の対応

１：DPAT 全体の流れ

災害時の状況を踏まえ、岩手 DPAT の出動の必要性を検討し、岩手 DPAT を出動させるとともに、必要に応じて、他都道府県 DPAT に対して派遣要請する。

【イメージ図】

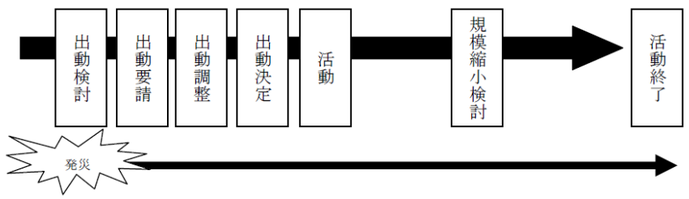

２：DPAT 出動・要請までの流れ

派遣要請の有無に関わらず、災害等の状況を踏まえ、岩手 DPAT 統括者や県障がい保健福祉課、県精神保健福祉センターで協議し、岩手 DPAT の出動の必要性を検討する。

【フロー図】

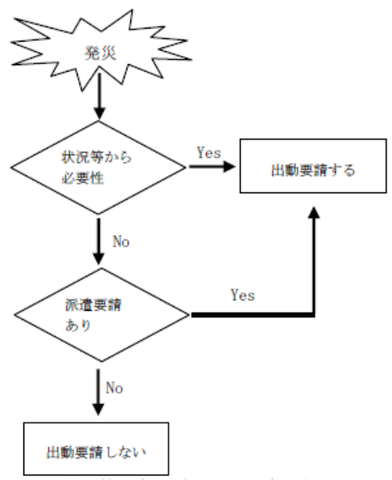

出動基準
(1)　被災地域の市町村長から災害対策基本法第 68 条に基づく要請があった場合
(2)　被災地域の都道府県知事から災害対策基本法第 74 条に基づく要請があった場合
(3)　他の都道府県知事から「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく要請があった場合
(4)　(1)～(3)のほか、知事が特に必要と求めた場合
※　本県における災害や事故等において状況を考慮して出動する場合を想定。
【災害の場合】被災地域の精神保健医療機能の一時的な低下等に伴い、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う必要があるかどうか。
【事故等の場合】事故等発生に伴う避難者に対し、専門性の高い精神科医療を提供する必要があるかどうか。

※状況等は時間の経過により変化することから、その都度、検討する。

３：DPAT 出動・検討・要請・決定

①　災害等の状況を県災害情報システム等で把握する。(※県災害対策本部が使用するシステム)
②　災害等の状況を踏まえ、岩手 DPAT 統括者や県障がい保健福祉課、県精神保健福祉センターで協議し、岩手 DPAT の出動の必要性を検討する。
③　出動基準に照らし、岩手 DPAT を出動し、対応することが効果的であると判断したときは、岩手 DPAT 出動要請書により、指定医療機関の長に対して岩手 DPAT の出動を要請する。(急を要する場合は、先に電話にて出動要請を行い、その後、送付する。)
④　DPAT 調整本部を設置する。
⑤　更に他都道府県 DPAT に対して派遣要請が必要であると判断した場合は、厚生労働省若しくは各都道府県に派遣要請する。
⑥-1　「厚生労働省を介する場合」DPAT の派遣斡旋を要請する。
⑥-2　「厚生労働省を介さない場合」各都道府県に対して派遣要請する。※調整状況は、厚生労働省に報告する。
⑦　指定医療機関の長は、岩手 DPAT 出動要請書に基づき、岩手 DPAT の出動可否を判断し、速やかに岩手 DPAT 出動可否報告書を報告する。
⑧　岩手 DPAT 出動可否報告書の内容及び他都道府県 DPAT 出動可否状況を踏まえ、出動させる指定医療機関や他都道府県 DPAT、出動期間及び活動地域（市町村）等について調整し、決定する。

３：DPAT 出動・検討・要請・決定（続き）

【流れ】

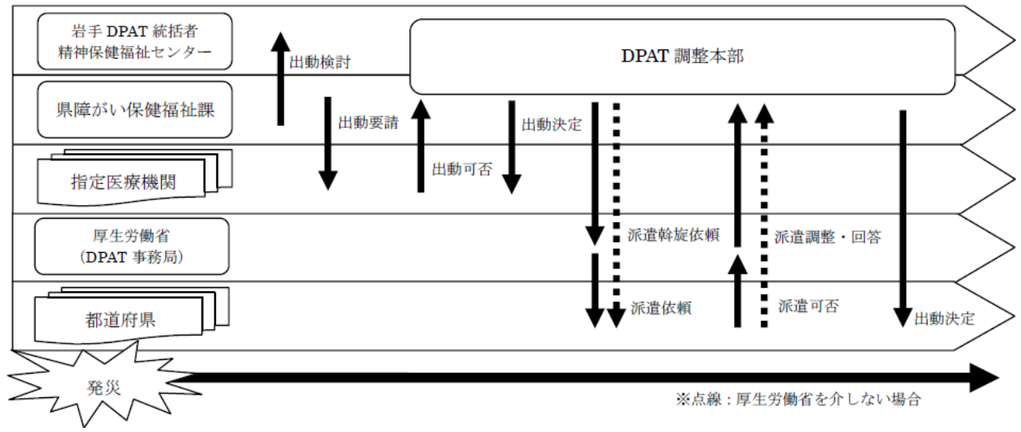

４：岩手 DPAT 出動の調整・決定

岩手 DPAT 出動可否報告書の内容を踏まえ、出動させる指定医療機関、出動期間及び活動地域（市町村）等について調整し、決定する。
なお、指定医療機関で単独編成できる班や被災地域に速やかに到着できる指定医療機関の班を優先して出動させる。

【考慮する項目（一例)】
①　DPAT 調整本部に、岩手 DPAT を配置するか。
②　DPAT 活動拠点本部を設置するか。
③-1　どの先遣隊を出動させるか。
③-2　先遣隊の出動期間及び出動地域をどうするか。
④-1　どの班を先遣隊の後続班とするか。
④-2　班の出動期間及び出動地域をどうするか。
⑤　混合班を編成する必要があるか。

【基本パターン（基本形)】

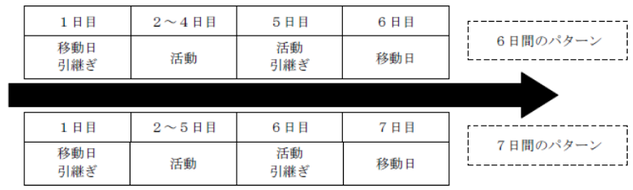

※　災害等の状況を踏まえ、随時、活動期間は調整していく。

５：スケジュール調整

岩手 DPAT の出動状況や他都道府県 DPAT 派遣依頼の回答結果を踏まえ、スケジュール調整を行う。
調整の際は、派遣先地域を考慮し、同じ都道府県の各班がリレー形式で活動・引継ぎできるように調整していく。
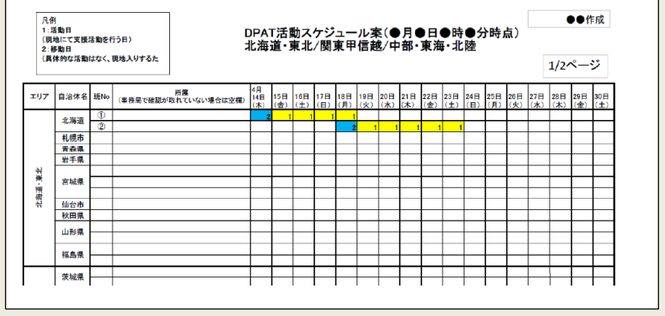
【スケジュール調整例】